

## 韓国文集叢刊解題（十九）

疋田，啓佑  
福岡女子大学：名誉教授

<https://doi.org/10.15017/2230700>

---

出版情報：中国哲学論集. 44, pp. 48-60, 2018-12-25. 九州大学中国哲学研究会  
バージョン：  
権利関係：

# 韓国文集叢刊解題（十九）

疋 田 啓 佑

## 第二十六輯

(130) 『泛虚亭集』 尚震 撰

本集は泛虚亭尚震の詩文集で、九卷四冊、全279丁。

底本は延世大学中央図書館蔵本。底本に落丁している所は、国立中央図書館蔵の同一本によって補った。

本集は、著者尚震の没後、彼の文献は幾ばくも経たぬうちに兵火に遭って散佚していたのを、玄孫である尚子華と外裔孫の李厚基が蒐集した若干篇の詩文や遺墨に自警銘などの手墨を合わせたのが定稿本である。これに十二世の孫の尚渭が実録及び各種の典籍から、詩文や関係記録を抄出したのを附録として編次した。なお年譜は尚渭の編、尚灝の校である。これらは一九四二年、保寧の宝釵精舎で九卷四冊本として石印でもって刊行されたのが、初刊本である。内容は、後学東萊の鄭萬朝（号は茂亭）の序、昭和十六年の完山李重明の序及び遺墨、総目のあとに卷一から卷九、最後に七つの跋文。

卷一、詩（22首）。卷二、疏劄（10）中宗二十六年から明宗十五年までのもの、啓辭（57）中宗二十四年から明宗七年。卷三、啓辭（60）明宗八年から十七年。別集、啓辭（11）中宗三十七年から明宗十四年。卷四、議（39）明宗六年か

ら十八年。別集、議(22)明宗六年から十五年。箋(2)明宗六・十五年。卷五、書(12)、祭文(1)、銘(2)、ここに「自警銘」がある。歌章(1)。卷六、年譜(尚渭編、尚灝校)。卷七、附録、行状(李濟臣撰)、神道碑銘(洪遷撰)、祭文、挽詩等。卷八、本伝(『李朝実録』より)、遺事。卷九、附録、別試榜目他、跋(7)。跋文の最後は昭和十七年十三世嗣孫、尚昌植のもの。

尚震(一四九三・成宗二十四年—一五六四・明宗十九年)

姓は尚、諱名は震。字は起夫、号は泛虚亭。晩年、松峴翁と号した。諡は成安。木川の人。高麗の初めの頃、姓は象であったが、後に尚に改めたのが尚国珍、以後尚得儒、尚愿、尚元諱と受け継がれ、高祖は尚天錫、曾祖は尚英孚、祖父は水軍虞侯となった尚孝忠。父の尚甫は安奇道察訪となった。母は金徽の女。弘治六年、つまり成宗の二十四年六月五日に生まれた。生まれながらにして状貌奇異、啼笑時有りと行状に描かれるような面があったため、父は昔の宋王魏公の故事に倣って三本の槐の木を植えたという。五歳の時に母を、八歳の時に父を失うという悲劇に遭い、祖母の成夢井夫人の下で育てられる。

少年時代は馳馬、試射といった豪快な遊びに流されて学問への関心が無く過ごしていたが、或る時、同僚から侮辱されるといふ経験から、発憤して学業に励むようになった。

伯父の成夢井(夏山公)が、亡くなった父の功績によって仕官することを進めたが、震はそれを拒わって「丈夫は当に書を読み業を樹つべきのみ」と言うのを聞き、夏山が震の文才を試みたところ、すでに学問が身につけていることを知り、友人の金慕斎や李容斎らにも震の文才を示したりしている。そのようなことから、成守琛、成守琮兄弟と学問を通じての交友関係ができ、それが道義の交わりとなっていった。その頃に詠んだ詩に、「聴松堂に寄題す」という詩がある(『泛虚亭集』卷一)。聴松堂は成守琛の書齋、(震)公二十の時と注されている。

中宗の十一年、司馬試に中り(合格し)、柳雲公から経綸の才能があると称賛されたが、同輩から忌まれることがあったため官職には就かなかつた。十四年己卯の十月、文科の別試に応じて丙科第三人に中り、承文院正学として官

界に入った。時に二十七歳であった。翌月の十一月十五日の夜、神武門から勲旧派の重臣が中宗に密告するという大事件が起き、趙光祖ら士林派の人々に対する弾圧事件（所謂、己卯の土禍）が起きた。そのような事件後の翌年に、芸文館検閲官に推されて移り、ついで待教・奉教と転じ、経軀へも入侍する中で、官界での生き方を深く考えている。当時、趙光祖が中宗に重んじられ、儒教の理想の政治である唐虞の治（堯舜の時代のような政治）を目指して、古い政治を革新しようとしている時であるのを見て、あまりの急激な変革を求めているのに対して危惧を抱いていたことが実現し、多くの士林派の人々が犠牲となったことは、本連載（十六）の趙光祖を参照していただきたい。

十六年には礼曹佐郎を拝したが、翌年には地方に出されて北道評事となり、ついで翌年には戸曹正郎として中央に復帰し、すぐに兵曹に、以後礼曹正郎兼持平を拝するというようにめまぐるしく移動しているが、その中で、聖節使書状官に充てられた時、聖節使の洪彦弼から才能を認められ、重要視され、春秋官の記注官も兼ねた。

中宗の二十三年には司憲府掌令を拝命し、ついで世子侍講院の弼善や成均館直講を命ぜられたが、辞退して官に就かず、翌年、帝（中宗）から強く辞退しないように諭されたが、再辞退したものの十月に弼善を拝し、侍講院に入った。中宗の二十五年、金謹思が提調となり、葬物を私物化して人に施すという悪事に対し、尚震は正言を以て対処したため、大いに金氏の怒りに触れた。謹思は金安老ら勲旧派の奸物の一人で、権力側に在ったので、周辺の人は危ぶんだが尚震は全く動することなく、彼らの毒を被ることになった。

政治の中核に関係する地位にあった中で、自らの信ずる道を進む態度が認められてか、台閣に出入りする中で大司諫などの職を拝するが、金安老ら権力側から忌まれて、江原道觀察使などとして地方に出されたりしている。そのような中で、丁酉の年（中宗の三十一年）の十二月に再度大司諫を拝することになる。そして翌年、金安老らに仕組みられた事件によって罪に陥れられた鄭光弼公を救うために諫草を同僚の梁淵と奏上している。この間の啓辞は本集の巻一所収の啓辞に見ることができる。時に尚震公四十五歳であった。

翌年にはまた地方を巡察する京畿の觀察使となるが、折しも畿内で起きた不祥の獄があり、尚震はそれを明らかにするため、関係者を尽く訪れて調査した。その際、刑杖などは用いないで実情を調べ上げた上で法律に照らし合わせて

の処断で冤獄を治めることができた。ついで漢城府右尹、そして左尹と昇進し、司憲府の大司憲を拜することになる。当時、刑獄に入るような事件が多かったので、中国で、訴訟事件を扱って有名な『棠陰比事』を刊行して、頒布することで、刑罰を用いるのに慎重であることを願ひ出て、帝（中宗）もこれを認めて刊布することを命じている。

中宗は尚震公の政治力を高く評価して、地方で事件が起きると、公を特別に命じて派遣し、民も彼の治政に蘇ったという。そのような政治生活に追われている中に嗣子の尚鵬南が夭逝することがあり、尚震は傷嘆している。公五十七歳の事であった。以後、官僚の道を順調に榮転して議政府右贊成となったが、その頃、中央政府内では尹任と尹元衡の二大派閥の党派争いが激化していたため、中宗は最も信任にたえる人として尚震の名を座右に識していたという。

甲辰の年（中宗の三十九年）、十一月、中宗は病気が重くなり、震公は宮廷に赴き、病氣平癒を祈るため、囚人の釈放を願ひ出たりましたが、中宗は十一月十五日、歎慶殿で崩御された。十二月二十日に仁宗は即位したが、八か月後の七月（仁宗元年）に三十歳の若さで崩御した。十一月二十八日に明宗が即位したが、十一歳という若さのため、母后である文定王后が垂簾聽政をとるようになるのだが、仁宗在位の八か月間に、まず己卯の土禍で犠牲となった士林派の人々の名譽を回復させ、李彦迪や柳灌など士林派の人々が政界に登用されたもの間もなく仁宗は亡くなり、明宗元年の八月には誣獄が起きる。乙巳の土禍と言われるもので、明宗の母文定王后と弟の尹元衡が権力を掌握して、仁宗即位後、一時権力を握った大尹派（尹任）らをいろいろな策略で自決させるなどして追放した。

そのような政変の中、尚震は慶尚道觀察使として地方へ出ていたため、土禍を免れる。そして九月に徴されて崇政大夫となって帰還し、吏曹判書に復帰した。翌年即ち明宗元年の正月に議政府右贊成となり、ついで三月には春秋館事が加えられ、ここ数年の中に亡くなった中宗と仁宗の正史としての『中宗実録』・『仁宗実録』の編修に携わった。それに続いて知義禁府事を兼ね、また特に命ぜられて兵曹判書にも復帰し、その関係から翌年の正月には備辺の策、八道の監司兵水使処の問題を経筵に提出して論じている。

これら中央での活躍により、明宗の三年には議政府の右贊成となるが、一方小尹派の柳仁淑らからは、忌まれて批判されたりしている。尚震は病氣を理由に辞職を願ひ出るが、許されず、四年には中央政府の要職である右議政と為

り、いよいよ重い責任を負うため再三懇辞するが許されず、経筵に参することで政治に対して建議している。それらは本集の卷二の啓辞に表れているので参照されたい。それら建議の中で力説したものに对仏教の問題がある。それは五年の十二月、禅科の復設について「意とすべからざることを諷諫す」というもので、仏教における僧侶の認定試験である禅科を復活させるべきでないことを訴えたものであり、尚震は「帝王の徳を累わすものは異教を崇信することより大なるものはない」という主張である。この裏には普雨という僧が、文定王后にとり入り、彼女の信任を受けて勢力を拡大しはじめていたからであった。

辛亥の年（明宗六年・一五五一）の正月、尚震は宮廷に詣り、「両宗禅科、復た事を立つるべからず」という啓辞を提出して、先に出した啓辞の疑わしい点を明弁し、そのことで辞職を申し出るが許されなかった。その結果、禅宗と教宗という二つの仏教の宗派が公認されて活動しはじめ、僧侶らの横暴がまかり通るようになった。尚震は時の左議政の沈連源とともに朝廷に参上していた廷府の六曹及び東西二班の二品以上の役人を率きつれて両宗の禅科を復活させないように奏上したが許されなかった。以後、三四回、啓辞を奉じたが許されなかったため、最後には百官を率いるまでになったがそれでもだめだったため、尚震は沈相（左議政）に、「この両宗（禅宗と教宗）の復活は吾々二人職に在る者をして責任は逃れられないことだ」と慨嘆している。

三月には、中宗と仁宗の二皇帝の実録の編成について明宗から宴樂を賜った。尚公は病気を理由に辞退したが許されなかった。ついで四月には問題の妖僧普雨について、罪の取り調べを求める願い出をしたがまたもや許されなかった。その一方八月には左議政に昇進した。

壬子の年、つまり明宗の七年には日本との関係にも携わったりして政治的な活動をしているが、六十歳（耳順）という年にもなり、体力の方にも衰えを感じるようになったからであるうか、翌年正月には在野の賢人達の登用を進言して、宋純・呉謙・李潤慶を推薦し、呉謙は慶州の府尹に命ぜられた。それとともに尚震は老齢となり、病がちとなつてゐることを理由に退休を願ひ出ているが、なお許されずに経筵に入侍している。

明宗十一年、尚震六十四歳の五月に李滉（号退溪）を経筵に召されんことを請う啓を奉っている。その啓辞（本集

卷之三所収)には次のように述べている。

李滉、年少の人と雖も、身を持すること清高なり。此くの如き人、以て薄俗を激すべし。之をして天使を接待せしむれば、則ちまた以て国を華かにすべし。上、誠を以て之を召さば必ず来たらん。

これに対して、中宗は「李滉の文翰なること偶々然るには非ず、而も行ひもまた清簡なり。今、痛みて草野(在野)に在り」と言つて常に留念している。そしてこれまでに召すことがあつたが病氣を理由に来ることはなかつたが、そのまま「棄つべからず」と答えている。そして政院に伝えて、李滉の事は以前に鄭士龍が啓することがあり、今日の朝講の中で左相(左議政の尚震)の「啓の意を以て書を為りて論を下さん」と述べた文が残つてゐることで、当時の状況を見ることができる。李滉退漢については、明宗十三年の四月にも、楊震が賢人を草野に求むるの疏に應じて、尚震も李滉を任用することを請う啓辭を奉じているが、退漢は先の疏の時と同じように病氣を理由に出仕していない。

この年の五月に、尚震は官僚の最高の職である領議政(総理大臣)となつた。時に六十六歳。當時は文定王后とその実弟の尹元衡が中央政府を牛耳る中で、明宗を助けて尽心する尚震も、七十という古稀を迎える年となり、ために明宗から几杖を賜つた。これまでの十余年の間、何度もの退任を求めたが、その度毎に慰留されてきた。しかし七月にはひどい病氣に罹り、帝から内医を遣わされるほどになり、七十一歳の正月に、病氣による辭職が認められることとなつた。そのため、これまでの重職からの解放が影響してか、「身氣軽健」と表現されるように、身も心も軽く元氣になり、「兒輩と約しては、処に随ひ駕を命じて水曲山傍を往来して楽しみ、時には取酒微醺、緩歌起舞して自ら楽しむ」という生活をするようになった。

その年の九月に、世子(皇太子)が重病となり、すぐに亡くなるという不幸が起き、尚公は、「計に奔り哭泣し、連日食を廢し、悲痛過傷したため、心痛遽かに作り、幾んど危きこと数日」、体じゅうが痿びて黄色になつたといふ。このような悲しみの中に葬儀は終わったが、尚公は、「私は東宮の旧僚であるからには、終始の礼を廢することはできない」と言い、世子の死の悲しみのためこの日心痛がまた起こり、殆んど救うことができなほになつた。この日から、尚公の心熱はひどくなり、痘症も重く、その病は数か月にもわたり、遂に起き上がれないまでになつた。そ

して尚公は、「吾が身は病と雖も、敢て国事を忘れんや」と曰った。帝は内医を遣わして疾を問わしめ、特に御厨を賜り、庶幾わくは、珍珠を口にすべく備わらざる無きようにした。尚公は感じ戴き、「天、若し死を緩くせば、当に謝すること有るべけん」と曰い、閏二月二十三日、遂に死去した。享年七十二であった。明宗はその「訃を聞き、震悼し、朝を輟むること三日、肉膳を御せざること日有り」であったと記されている。

最後に、七世の子孫の尚亀沢が成安公の手筆三十六字を入手したのを子孫の為に書き写して粧帖して宝蔵していたものを掲げておく（なおこれは『泛虚亭集』巻五に収められている）。

#### 自警銘

軽きものは、当に之を矯むるに重きを以てすべし。急なものは、当に之を矯むるに緩を以てすべし。  
偏なるものは、当に之を矯むるに寛を以てすべし。躁なるものは、当に之を矯むるに静を以てすべし。  
暴なるものは、当に之を矯むるに和を以てすべし。麤そなるものは、当に之を矯むるに細を以てすべし。

梧川の李宗城、謹んで識す。

と小識を付している。

#### (131) 『聴松集』 成守琛 撰

本集は聴松成守琛の詩文集で、三卷一冊。全52丁。原本は四卷一冊、全62丁である。

底本はソウル大学奎章閣蔵本。底本に落丁している部分は、同大学所蔵の同一本で補った。但し本集の巻四は成守琛の弟の守琮（節孝先生）の詩・文関係のものであるため、本叢刊の編集方針に従って巻四の10丁は除外してあるの  
で、三卷一冊、全52丁となっている。

本集は宣祖年間に初刊本が刊行されたが、そのまま埋もれていたのを、八世の孫の成肯柱が校定増補して編次し、  
純祖の六年（一八〇六）に、郡守をしていた豊基郡で木版で刊行した重刊本である。

内容は、卷一、山居雜詠詩（26首）、述懷詩（長編1）、自贊（1）、坡山（四言詩）、これに酬和した詩（23）、酬唱帖



跋（張維撰）。卷二、附録。行狀（李珥撰）、遺事（成運）、墓誌銘（奇大升撰）、墓碣銘（李滉）、祭文（4）、祝文（2）、褒贈事實（1）。卷三、附録。聽松堂序（朴祥）、他記文（23）、跋（純祖六年・一八〇六、尹光顔撰）。

成守琛（一四九三・成宗二十四年—一五六四・明宗十九年）

姓は成、諱は守琛、字は仲玉。昌寧の人。

成守琛には『聽松集』という小冊四卷一冊が残っているだけだが、守琛の行狀は、李珥（栗谷）という大儒の著であり、墓碣銘は韓国最大の儒学者である李滉（退溪）、墓誌銘は退溪門の高弟奇大升の手に成るものである。これら行狀や墓誌銘等にもとづいて成守琛の伝記を描いていく。

守琛の先祖について述べると、六代の祖の成汝完は領議政となった人。曾祖の成得識は漢城府尹、祖父の成忠達は金浦県令、父は大司憲となった成世純、思肅公と称された人。母は左議政金国光の孫女という名家の家系の人。

弘治六年（成宗の二十四年）二月十九日、京城に生まれた。生まれながらにして非凡、幼いときから玩具遊びなどは好まず、儼しくしていて成人のようであった。生まれつき至孝であったので、一族の人々は皆孝児だと称した。書物を読むようになるとすぐ大義を曉つたと言われている。

正徳庚戌（九年・中宗九年）、父の思肅公が亡くなった。時に三十一歳。その悲しみ方は三年間、粥を啜るのをはじめ、日に三回食を供えては必ず哭（声を上げて泣き）して哀しみを尽くすのをはじめ、墓域を掃除し香を焚いて拝跪するなど尋常でなかったという。

また弟の守琮も同じように孝子であった。來客が父の墓の傍らを通り過ぎる時、その孝誠を感じて詩を作つて去つたという。その詩に、「成門に二子有り、孝行、家君を繼ぐ。粥を啜り誠に日を横まみにし、香を焚き哭は雲に徹る云云」と。服喪の期間が終わつた後も、忌日には初めの喪のようであった。

守琛は、弟の守琮とともに趙靜菴（光祖）公の門に遊学し、識者は弟もその英達であることを認めたが、敦厚和粹の面では皆兄の守琛を推した。大学の同門に学ぶ人達は、その孝行ぶりを朝廷に推薦したいと考えたが、友人の尚震

公は、成兄弟を力学の士だと言つて、その大成を期待している。そして一つの善行の名でもつて名を世の中に知らせて、その才能を限定すべきでないと考えて、上書することに反対して果たさなかつた。守琛はこの事を聞いて、尚震の識量を称賛している。守琛の学問への志向というのは、博い上にこれを『小学』『大学』『論語』に於て分析し理解して、周子、程子、朱子の讀書にまで及び、それらを自ら手書して、程子の「涵養するには須らく敬を用ふべし。学に進むは致知に在り」等の語を座隅に掲げて自警としていた。そして自分の心と会するものがあれば欣然と喜んで自らその境地を楽しんで次のように言つた、

聖賢の書を読むは、方に義理の窮り無きを知らんとし、優遊涵泳して自ら灑然たる処有り。

然しながらこのことを問うと、「私はこのような境地に達することはできていないが、人を教える時にはありのまま飾らず分かりやすく平明に言うことで、学問を実践する人に虚談を語ることなく後世の人に誤らせることだけはないようにした」と述べたという。

当時、趙光祖が中宗に信任され、士林派の勢力が盛んで宮廷を動かす中心にあつたが、それを守琛は却つて憂えていた。しかし守琛自身は父の死後、ずっと服喪するような生活のため病気がちの体となつて田舎に引きこもつて世に仰がれるようなこともないという閉門不出の生活、従つて科挙などにも関心がなく、白岳山麓に住み、園北の山林の中に書齋を築き、そこに「聴松」という扁額を掲げて日々学問に邁進する生活をしていたため、己卯の土禍を免れた。

以後、二十余年、中宗の三十六年（辛丑・一五四一年）、朝廷が遺逸の士を推挙することを求めたのに対して、金安国（慕齋）は守琛を第一流の人と推薦し、朝廷も厚陵の参奉の職を授けたが、守琛はその恩を謝したが職には就かなかつた。時に守琛四十九歳、坡平山下の牛溪の側に居を定め、竹雨堂と扁額を掲げて終焉の住居とした。そこでの生活は貧窮を極めたものであり、当時の実情は「遺事」の文に記されている。その一つを挙げると、若い時の友であつた尚震らが守琛を訪れることがあつた。その時、庭に大きな杏の木があつたのが見当たらないので聞いてみると、「寒い日に暖をとるものがないのでその木を薪とした」と言う。その頃の有様を詠んだ詩に「自贊」というのがある。

其の容は枯槁なり。其の貌も亦古びたり。行年四十、惟だ一布衣のみ。初心駭せず、終始違ふこと無し。（卷一）

壬子の年（明宗七年）にまた遺逸を徴すとして才士が求めることがあり、そこで守琛は特に六品階を授けられ、内資寺主簿を拜して任官した。時に六十歳であったため、人の中にはその老齢なることから出仕すべきでないと言ったが、守琛は、「吾れ世々臣たり。豈に偃蹇（高ぶつて）して以て君命を辱めんや」と言つて、病気で仕えることができぬのならどうしようもないが、君命を拜して聖恩に答えるべきだと言っている。上京した日に、礼山県監に改められ、恩に謝している。守琛の年齢を考えてか赴任地を免山から積城に換えられたが、たまたま病氣となり、恩を謝する間もないうちに母が病のために亡くなり、その悲しみによつて病がちになつてしまい、結果出仕しなかつた。最晩年の庚申の年、明宗は特に成守琛の名を選び出して造紙署の司紙になるよう命じ、除せられた。それには友人の尚震公の強い勧めがあつた。明宗の十九年一月二十五日に亡くなつた。享年七十二。

子息の渾に遺言して次のように言う、

我死す。汝貧を以ての故に常に常に穀を殖やして親を葬らんと欲するも、君子の貧賤におけるは、其の位に素するのみ。何ぞ此くの如き事を作すに至らんや。慎んで之を為す勿れ。

### 〔132〕『俛仰集』 宋純 撰

本集は俛仰亭ふぎょう宋純の詩文集で、十卷五冊（原集七卷、続集三卷）、全333丁。

底本は原集、続集ともに国立中央図書館蔵本。

本集は、著者の九世の孫の宋在悦が蒐集・編次して純祖の二十九年、潭陽の錡谷齋室で刊行したものに、序・跋・謚状等を追附したものが原集で、著者の孫の宋晋美等によつて家蔵されていた草稿の残巻をもとに、憲宗の十二年に、宋在悦が蒐集・編次したものが続集である。

これらについては、本叢刊所収の『俛仰集』等の序跋等の記載には記述が乏しいため、本叢刊の『俛仰集』の解題及び、本叢刊『解題』（一）にある編修・刊行の文によつてゐる。

内容は、崇禎四庚寅（純祖三十年・一八三〇）の趙寅永の序、李晦淵の跋。

卷一、賦(1)、詩(198首)。卷二、詩(185)。卷三、詩(193)、書(3)、跋(4)。卷五、付録。黃胤錫の宋公家状。宋煥箕の宋公行状。年譜、試題。ここに収められている「宋公家状」、「宋公行状」及び「年譜」によつて以下の伝は記してある。卷六、付録、同門録他。卷七、付録、名賢録、門人の記及び詠詩等。

続集、総目のあとに洪直弼の序。卷一、賛(1)、銘(5)、記(4)、詩(14)、策(1)、表(1)、劄(3)、別録、燕行録。卷二、書(18)、祭文(6)、輓詞(2)、行状(2)、碣(1)。卷三、付録、叙述、同類録他。

宋純(一四九三・成宗二十四年—一五八三・宣祖十六年)

姓は宋、諱名は純。字は守初、一の字は誠之、号は企村、又の号は俛仰。新平県の人。

鼻祖の宋丘進は高麗の書雲觀正兼習射都官判官となつた人。以後朝廷に出仕する名家であるが、高祖の宋希璟は応永二十七年、外交官(日本回礼使)として来日し、九か月間滞在する中での見聞を『老松堂日本行録』に著わした人で、太宗朝の名臣である。曾祖の宋寿之は效力副尉、祖父の宋福川は奮順副尉となつた人。父の名は泰、孝思堂と号し、篤孝で世に知られた人。死後、吏曹判書を贈られている。母は淳昌の趙時雍しずあの女、三男あり。長子が宋純で、弟に綱と紳がいる。

成宗の二十四年十一月十四日、潭陽の上德里の第で生まれた。幼いときから穎悟、読書を好み、文芸に於て優れていたという。

癸酉の年(中宗の八年)に司馬の試に中る、つまり科擧の試験に合格した。時に二十一歳。宋純の師は朴祥(訥齋)で、厳格な人であつたが、その師が宋純の才を大いに称賛して勉勵して、将来、学業が大成することを期待している。己卯の年の別試で乙科に合格した時、考官(試験官)の安瑒(貞愍公)・趙光祖(静菴)・金緑(文懿公)・金湜(文毅公)らは、宋純の策の文章を得て、高声で読んで、「季雲(金駟孫)以後、このような名文は無い」といつて評価した由。このように称された試験の行われた年に、北門の禍(己卯の土禍・一五一九年)が起こり、趙光祖ら士林派の人々の多くは、死を賜つたり貶謫された。宋純は趙光祖らの悲劇を痛傷する中に、承文院権知正字となり官界に入った。

時に二十七歳であった。

翌年には芸文館検閲兼春秋館記事官を授けられ、ついで弘文館正字となった後、読書堂に賜暇を与えられて研究に励んだ。この頃、己卯の土禍の人々を思つて「暮思」（本集卷一所収）という詩を残している。以後、順調に官界を歩むが、中宗の十八年、父が死去したため官界を離れ郷里に帰り、父の墓を作り、風樹堂（「風樹之嘆」による）と名づけた。喪が明けて、乙酉の年に世子の侍講院説書となつて皇太子の教育に当たる。翌年には弘文館修撰、知製教、經筵檢討官などになり、以後多くの官職を少しずつ昇任していく。例えば弘文館校理、司諫院正言、司憲府持平・掌令、吏部や兵部の曹郎・正郎等の要職を歴任している。

その間、孝惠公主（中宗と章敬王后の間に生まれた）の婿である禧の親である金安老は、この姻戚関係を利用して権勢を恣にすることで悪事をはたらき、その罪で流謫されていたのを、相臣の李荇、大司憲の沈彦光、正言の蔡無振が策略でもつて朝廷を欺いて、金安老を釈放することを請う上奏をするような情況であつた。これに対し、宋純は諫官としてこの要請の不可なることを力説していた。これに同意見であつたのは李晦齋公で、彼も釈放すべきでない主張していた。中宗の十六年には、司諫院大司諫に転じたが、吏判の黄憲らをはじめとする尹元衡らの党人から盛んに誹謗され、宋純は反論をしようとしたが、周囲の人々は応じてくれないので職に留まる意欲を失つて、全羅道觀察使となり地方へ出、その後は病氣を理由に帰郷してしまふ。時に五十一歳であつた。

甲辰の年（一五四四年）、中宗が崩御し、仁宗が即位し、朝廷に変化が起きるが、仁宗は一年も経たないうちに崩御し、そこでまた政界がひっくり返る。仁宗の後を継いだのは文定王后の子明宗が即位した。明宗は十一歳という若さのため、文定王后の垂簾聴政を受けることになり、文定王后の実弟の尹元衡が権力を掌握することになる。

明宗の二年、宋純は奏聞使として北京に赴き、役目を果たしている。帰国するや政争に巻き込まれ、友人の具寿（聘は死を賜る）ことになり、宋純は平安道順川郡に移配（左遷）されることになり、二人の息子海寛と海容をともなつて流され、翌年には水原府へ移された。そこで大臣から無罪であることが弁ぜられ、釈放されて帰郷した。その翌年には六十歳にもなるのに善山都護府使を命ぜられて赴任した。その府境の地は治め難い土地であつたが、赤心でもつ

て民と向き合うことで大いに教化がなされたことが奏上され、朝廷（明宗）から表裏一襲の衣を賜っている。

明宗の二十年、文定王后が昇遐（逝去）し、尹元衡が竄死（追放されて死ぬこと）して、これ以後、清議が行われるようになつていくが、ようやく帝として実力を発揮して政治に当たられるようになった明宗は、二年後に三十三歳の若さで崩御するという一生であつた。帝に比べて長寿の運命を生きた。宋純は宣祖の十五年の二月一日に亡くなつた。享年九十。潭陽府の南、無量山にある父の墓の下の子坐の原に葬られた。

最後に、乙卯の禍の後、後悔し反省した「自警」（本集卷一所収）の言葉を掲げておこう。

悔むらくは生事去りし後、百慮、能く為すこと無し。

心豈にこれを府に悔いんや。事前、当に三たび思ふべし。